

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 納税告知処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

平成30年9月11日棄却・確定 (上告受理申立ては受理)

(差戻し後の控訴審・広島高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成29年2月8日判決、
本資料267号-29・順号12978)

(差戻し前の上告審・最高裁判所 (第一小法廷)、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年10
月8日判決、本資料265号-150・順号12733)

(差戻し前の控訴審・広島高等裁判所岡山支部、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成26年1月3
0日判決、本資料264号-21・順号12402)

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成25年3月27日判決、本資料2
63号-60・順号12184)

決 定

上告人	A組合
同代表者理事長	甲
同訴訟代理人弁護士	近藤 正昭ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反
を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成30年9月11日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎 敏充

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 景一

裁判官 宮崎 裕子